

弁護士相談（事例）

（無料法律相談）

吉岡の場合

- 1回目**：平成25年1月11日（品確法とこども園のズサン工事に）
2回目：成25・1・21
3回目：平成25年 2月 4日（瑕疵担保責任と品確法と民法）
4回目：平成25年3月19日（民法637条・738条と品確法）
5回目：平成25年4月15日 **構造耐力上主要な部分**位置づけ
6回目 平成25年6月24日
7回目：平成25年7月8日 瑕疵の定義について
8回目：平成26年1月20日（指名競争入札におけるメール価格調整）
9回目 平成26年3月23日
10回目 平成26年4月6日（こども園の「借り差し止め」の処分等）
11回目 平6月24日（苫小牧市）
12回目 H26年6月22日
13回目 27年8月17日（町長の虚偽答弁について）
14回目 H27年9月14日（就学前の・・・の法律・・・認定こども園）
15回目 H27年9月28日（公私連携幼保連携・・・仮協定書・協定書）
16回目 H27年11月9日。子ども園運営条件と協定書・予備協定書）
17回目 H28・2・22（苫小牧）
18回目 H28年3月22日（火）
19回目 H28・10・3 予備協定に基づく不適切な支出。
20回目 平成29年2月6日（産業廃棄物の不法投棄に関して）
21回目 平成29年9月4日（月）（特定開発に関する違法行為）
22回目 平成29年10月30日（月） 不明（行政処分と刑罰）
23回目 平成30年6月4日（月）（安平町は、裁判で勝てるか？）
24回目 平成30年8月13日（①役場が法律判断を避ける。外2件）
25回目 平成30年8月27日 企業の役場への寄付行為について

※アンダーラインの回数は、相談内容の資料を所有をしている。

別件（札幌・有料で、しかし、無料となる）：平成25年9月30日

合同法律事務所 担当弁護士

町から業者への依頼文書（メール）は、いわゆる官製談合「入札談合等関与行
防止法違反」に当たらないか。（合計で26回となる）
為